

本年10月
から

退職等年金給付の算定に 用いる率が変わります



公務員独自の給付である退職等年金給付は、厚生年金とは独立した制度であり、労使折半で積み立てた原資に基準利率や年金現価率を用いて算定します。

地方公務員共済組合連合会のホームページでは基準利率や年金現価率等に関する情報が掲載されています。今後、これらの率についての関連情報等が掲載されますので、是非、ご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp/> (地方公務員共済組合連合会トップページ)
トップページの「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索

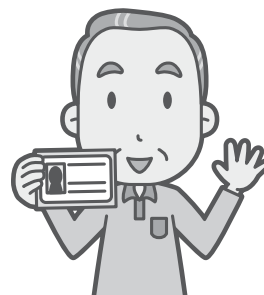


年金請求に関する マイナンバーの利用について

令和元年7月から、個人番号(マイナンバー)を利用した年金関係の情報連携が開始され、当組合で年金請求時に必要な次の情報を取得できるようになりました。

- 住民票
- 所得証明書

今後は年金請求時に上記書類が提出不要になります。
※情報を確認できない場合等は提出をお願いすることもあります。



お問い合わせ先 年金課 TEL 029-301-1414